○農林水産省告示第千五百二号

主要農作物種子法を廃止する法律（平成二十九年法律第二十号）の施行に伴い、並びに種苗法（平成十年法律第八十三号）第六十一条第一項及び農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第十一条第一項の規定に基づき、主要農作物種子法を廃止する法律の施行に伴う農林水産省関係告示の整備に関する告示を次のように定め、平成三十年四月一日から施行する。

平成二十九年十月二日

農林水産大臣　齋藤　健

主要農作物種子法を廃止する法律の施行に伴う農林水産省関係告示の整備に関する告示

第一　平成十二年一月三十一日農林水産省告示第百十二号（主要農作物種子法第四条第五項に基づき、農林水産大臣が定める基準を定める件）は、廃止する。

第二　指定種苗の生産等に関する基準（平成十四年四月一日農林水産省告示第九百三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　稲、麦類（大麦、裸麦及び小麦をいう。以下同じ。）及び大豆（いずれも食用又は酒造用に限る。以下同じ。）並びに野菜（別表一及び別表二の種類の欄に掲げるものに限る。以下同じ。）の種子の生産に関し、指定種苗の生産を業とする者及び種苗業者が遵守すべき基準 次に掲げる事項を遵守すること等により、品種の純度（異種、異品種及び品種特性が明らかに変化した変異株の種子（以下「異種等種子」という。）を除いた種子の全体の種子に対する粒数割合をいう。以下同じ。）が稲、麦類及び大豆にあっては百パーセント、野菜にあっては九十五パーセント以上になるよう努めること（購入した種子（委託生産に係る種子を除く。）について種苗法第五十九条第一項の規定に基づく表示をする種苗業者にあっては、品種の純度が稲、麦類及び大豆にあっては百パーセント、野菜にあっては九十五パーセント以上になるように管理された生産が行われたことを確認するよう努めること。）。 (一)　採種ほ場の隔離の程度は、次のとおりとなるようにすること。 ア　稲、麦類及び大豆 (ア)　同一のほ場において前作と同じ農作物の種子を生産する場合には、前作の収穫後一年以上経過した後に栽培が開始されていること。ただし、前作で生じた異種等種子がほ場に残存しないための措置を講じている場合は、この限りでない。 (イ)　隣接して同じ農作物を生産するほ場がある場合には、当該ほ場と畦畔、障害物等によって区分され、かつ、十分な距離が確保されるようにすること。ただし、交雑を防止するためのその他の措置を講じている場合は、この限りでない。 イ　野菜 採種ほ場の位置の適切な選定、採種ほ場周辺における父本以外の交雑花粉源の除去等により、母本の開花期に母本が父本以外の交雑花粉源から別表一に掲げる距離以上隔離されるようにすること。ただし、被覆材、障害物等により隔離される場合は、この限りでない。 (二)　品種の純度が高い優良な原種を使用すること。 (三)　採種ほ場における異種株、異品種株及び品種特性が明らかに変異した変異株（以下「異種株等」という。）について、次のとおり措置を講ずること。 ア　稲、麦類及び大豆 採種ほ場において、異種株等を除去すること。 イ　野菜 採種ほ場において、異種株等を開花前に除去すること。 (四)　種子伝染性の病虫害の防除を徹底するとともに、病虫害（種子伝染性の病虫害を除く。）及び雑草が農作物の生育に影響を及ぼさないよう管理すること。	一　野菜（別表一及び別表二の種類の欄に掲げるものに限る。以下同じ。）の種子の生産に関し、指定種苗の生産を業とする者及び種苗業者が遵守すべき基準 (一)　一農家で採種する品種の数を一作物につき一品種とすること等により品種の混同を防止すること。 (二)　次に掲げる事項を遵守すること等により、品種の純度（異種、異品種及び品種特性が明らかに変化した変異株の種子を除いた種子の全体の種子に対する粒数割合をいう。以下同じ。）が九十五パーセント以上になるよう努めること（購入した種子（委託生産に係る種子を除く。）について種苗法第五十九条第一項の規定に基づく表示をする種苗業者にあっては、品種の純度が九十五パーセント以上になるように管理された生産が行われたことを確認するよう努めること。）。 ア　採種ほ場の位置の適切な選定、採種ほ場周辺における父本以外の交雑花粉源の除去等により、母本の開花期に母本が父本以外の交雑花粉源から別表一に掲げる距離以上隔離されるようにすること。ただし、被覆材、障害物等により隔離される場合はこの限りでない。 イ　品種の純度が高い優良な原種を使用すること。 ウ　採種ほ場において、異種株、異品種株及び品種特性が変化した変異株を開花前に除去すること。 エ　一代雑種の場合には、必要に応じ、除雄並びに人工交配しなかった花及び果実の除去を的確に行うこと。 オ　収穫後の管理を適切に行い、異種及び異品種の混入を防止すること。 (三)　種子伝染性病害の防除を徹底すること。